

《会計処理について》

「でんさい」の会計処理については、平成21年4月に企業会計基準委員会より、「電子記録債権に係る会計処理の表示についての実務上の取扱い」が公表され、一般的な会計処理について指針が示されております。

上記実務上の取扱いによりますと、原則、支払手形/受取手形に準じて電子記録債務/電子記録債権と区分掲記することとなっております。

■ 「でんさい」で支払う場合

① 営業取引により発生した買掛債務100を「でんさい」で支払い

(借) 買掛金	100	(貸) 電子記録債務	100
---------	-----	------------	-----

②-1 受取った当初債権者が「でんさい」を現金95と引換えに譲渡（資金化＝割引）

仕訳なし

②-2 受取った当初債権者が「でんさい」を買掛金100引換えに譲渡

仕訳なし

③ 「でんさい」の支払期日到来

(借) 電子記録債務	100	(貸) 現金	100
------------	-----	--------	-----

■ 「でんさい」で受取る場合

① 営業取引により発生した売掛債権100を「でんさい」で受取り

(借) 電子記録債権	100	(貸) 売掛金	100
------------	-----	---------	-----

②-1 受取った「でんさい」を現金95と引換えに譲渡（資金化＝割引）

(借) 現金	95	(貸) 電子記録債権	100
電子記録債権売却損	5		

②-2 受取った「でんさい」を買掛金100引換えに譲渡

(借) 買掛金	100	(貸) 電子記録債権	100
---------	-----	------------	-----

③ 「でんさい」の支払期日到来

(借) 現金	100	(貸) 電子記録債権	100
--------	-----	------------	-----